

# 組合だより

第98号

8月24日  
2006年

発行所  
岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市津島中2-1-1  
電話 086-252-1111(代)  
(内線)7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp./home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

中四国教研集会(二〇〇六年六月一七・一八日岡山大学で開催)報告集第1弾

## 岡山大学方式における学長選考会議の役割について — 新潟大学との比較検討をとおして —

中 富 公 一 (岡山大学職員組合副委員長・法学部)

### はじめに

昨年行われた岡山大学学長選は、周知のように、学長選考会議が意向投票で示された結果と異なつた決定を行った。管見によれば、法人化後の国立大学法人の学長選は三つの類型に分類できるように思われる。「1」従来通り意向投票によって決するもの、「2」学長選考会議のみで決するもの、「3」意向投票と学長選考会議の併用制を用いたものである。ほとんどの大学は従来通り「1」型を採用した。「2」型を採用したのは東北大学である。

もつとも「1」型と「3」型といつても法制度的にはほとんど同じものである。この区別は、学長選考会議がその権限を実

質的に行使したかどうか、する意図があるかどうかに着目した区別である。そして今回、学長選考会議がそれを行ったのが岡山大学と新潟大学であった。これを「3」型と呼べば、この「3」型を採用した新潟大学ではその選考方法について学内で意見の衝突が見られ訴訟が提起されるに至っている。

今年六月一七日に岡山大学で行われた中四国教研集会で、筆者は、この問題を取り上げ、新潟大学の事例と比較しながら、岡山大学学長選における学長選考会議の役割と今後の課題について報告をおこなった。ここにその要旨について簡単に紹介する。なおこれは中富の個人的分析であり、今後の岡山大学での議論の素材として提供するものである。

### 一 「1」意向投票型、「2」学長選考会議型のメリット・デメリット

学長選について、岡大職組は河野前学長、千葉現学長と懇談を持ち意見を交換してきた。また他の意見も参考にすると、「1」意向投票型のデメリット、「2」学長選考会議型によるメリットとして次の主張がなされている。

「1」型のデメリットとして、(1)講座ボス支配による、部局エゴの戦いになるのではないか、(2)選挙人は候補者について本当に熟知しているのか、(3)選挙人は大学の経営を理解しているのかである。そして、「2」型のメリットとして、(1)大学の運営に熟知しているものが、候補者をよく熟知して選ぶことができる、(2)学外者の視点を反映で

きる、(3)学部エゴの克服、さらには(4)人材を広く内外にもとめることができる、である。

これに対して組合が、「2」学長選考会議型のデメリット、「1」意向投票型のメリットとして主張したのは次のことであつた。「2」方式のデメリットは、(1)透明性に欠け操作が容易、(2)その結果、仲間内での選出の危惧、(3)学長選考会議メンバー(特に経営評議会選出メンバー)の権威への疑問、ひいてはそれによって選考される学長の権威への疑問、(4)大学構成員としての意識の希薄化である。そして「1」型のメリットとして、(1)候補者が学長戦を通して学長としての勉強、経験を積んでいくことができる、(2)大学構成員が学長選を通じて大学の構成員としての意識をもつことができる、(3)学長選についての透明性の確保、(4)研究スタッフおよび大学職員幹部によって選ばれた学長という権威である。

### 二 学長選の目的

ところで学長選挙は何のために行うのであろうか? 国立大学法人法第十二条七項は、「学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における

教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ、能力を有する者のうちから行わなければならない」と定め、岡山大学学長適任者選考規則(平成一六年十一月十五日)第二条も同様の定めを置く。

これを見ると、学長選挙制度には、よき人材を選出するのに相応しい制度が求められていると言える。このこと自体は、大学に経営が求められるようになったことを考えれば必ずしも否定的に捉えるべきではないと思われる。これを踏まえた時、岡学長選考会議は、「1」型こそそれに相応しい制度であると主張しているようである。他方、組合は、民主主義の実現それ自体に意味があるという見方を取らなくとも、意向投票方式には人材の選出という観点からも有意義であるという主張をおこなったといえる。それに対して千葉現学長もまた、人類の経験が生み出してきた選挙という制度を軽々に扱うことはできないとコメントしている。

なお、意向投票に批判的な論点(2)について言えば、候補者を学内構成員に熟知させるためにも、立会演説会がもたれ、また組合も候補者の政策の広報に尽力してきた努力を忘れてはな

らない。その意味では、今回の学長選において学長選考会議が立会演説会を行わなかったにもかかわらず、選挙人が候補者を知らない主張するのであれば、それは論理的に矛盾していると言わざるを得ない。その意味で今回、組合が候補者との懇談会をもったことの意義は大きかった。

批判的論点(3)「選挙人は大学の経営を理解しているのか」について言えば、こうした広報の機会を利用して、選挙人に大学経営の問題点を伝え、それに対する見解を発表することこそ候補者の役割と言えよう。そのことによって、候補者も、そして大学の教職員も、岡学大学の担い手として成長していくことが期待されているのである。

とすれば学長選考会議のメリットとして残るのは、(2)学外者の視点の反映、(3)学部エゴの克服、(4)人材を広く内外に求めることができるということになる。

大学法人法の制定に当たって遠山文科大臣(当時)が、これまでの大学が、「社会から隔離された存在となりがちな面があった」こと、「部局の利害が優先され、とすれば大学全体としての大胆な改革や速やかな意

思決定」ができなかったことを挙げたのは、そうした認識の反映であろう。であれば、意向投票と学長選考会議のそれぞれの役割はこれらを考慮の上、制度設計されるべきであると思われる。

### 三 岡山大学の制度設計

では岡山大学は学長選について如何なる制度設計を行っているのでしょうか。

「岡山大学学長選考会議規則」六条第二項によれば、「学長選考会議の議事は、出席した委員の三分の二以上をもって議決する」とされ、学長選考もこれによっている。そして「岡山大学意向聴取に関する要項」十一条は、「学長選考会議は、選考規則第九条に定める学長適任者の決定に際し、投票結果を資料に加えるものとする」としている。

十一条は「資料に加えるもの」として、意向投票の位置づけは高くないかのようである。しかし、六条二項が三分の二としていう意味を考えれば、意向投票は必ず行われ尊重されるべきものと位置づけられていると考えられる。なぜなら、立法技術として、学長選考に三分の二を要求するのは、そのみであれば稚拙だからである。



というのも、選考会議委員の三分の一が反対を続ければ学長を永遠に決定できず、学内に混乱を招くだけだからである。それゆえ、この制度は、意向投票の結果を前提に、三分の二で他の候補を選出できるときのみ、意向投票の結果を覆うという、建設的拒否権と理解されなければならぬ。したがって、河野前学長が、「意向投票を実施するか否かは、学長選考会議の意向による」とした発言は、立法趣旨を理解していないものと考えられることができる。これを報告者は、「1」型、「2」型のメリット、デメリットを斟酌したうえで、「3」併用型と呼ぶこととする。

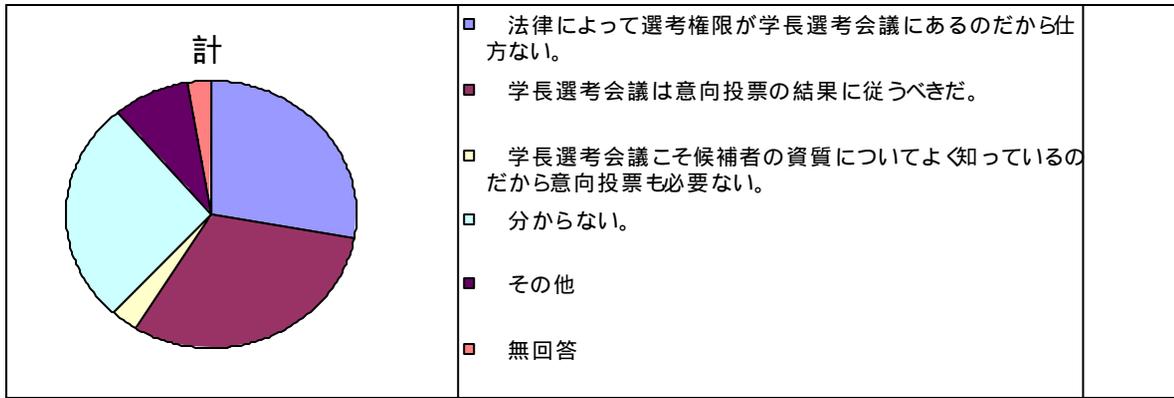
この意味は、意向投票を実施することの民主的意義、人物選考に果たす役割を積極的に評価したうえで、そこに問題が見られる時に、学長選考会議の介入が許される制度を意味する。そこで予測される問題とは、選挙の民主的公正性が脅かされたときであり、選挙が大学的観点に立った政策論ではなく、専ら学部エゴ等によって行われた時であるといえよう。

なお、学長選考会議委員が、個人でも候補者を推薦できる権限を有している(5ページへ)

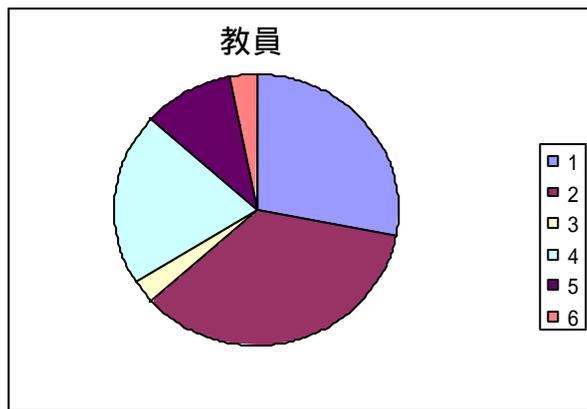
資料 組合アンケートに見る学長選に関する意識

**質問 16.** 昨年行われた学長選挙では、意向投票2位の候補者が、学長選考会議で学長に選ばれました。このことについてどう思いますか。

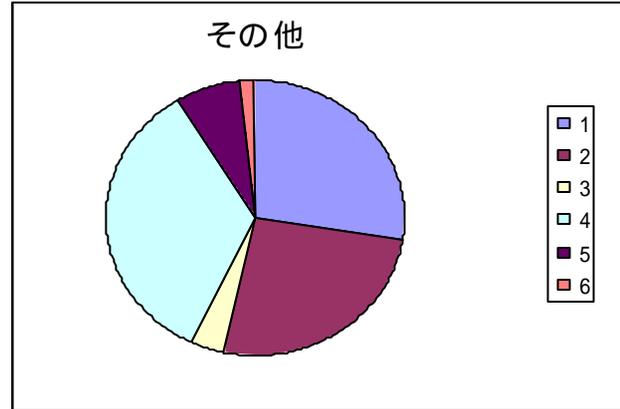
**解題** 質問16は、現学長の正当性を問う質問であったと言えるが、正当性を承認する が約31%、そして正当性に疑問を呈する が約31%と、見解は二分された。但し、正当性に対して積極的に疑問を呈するものは全体の約30%に留まったともいえる。



計 35 39 4 34 11 無回答3



教員 19 24 2 14 7 無回答2  
 その他 16 15 2 20 4 無回答1



アンケート回答に表明された学長選挙に対する各種意見

今回のやり方への賛成意見 (消極的賛成も含めて)

- ・票数によっては学長選考会議の判断も必要と思います。
- ・今回と同様のやり方でよい。
- ・不自然な結果、しかしベターな結果である。
- ・道義的問題が残りそう。

特に、意向投票に消極的な意見

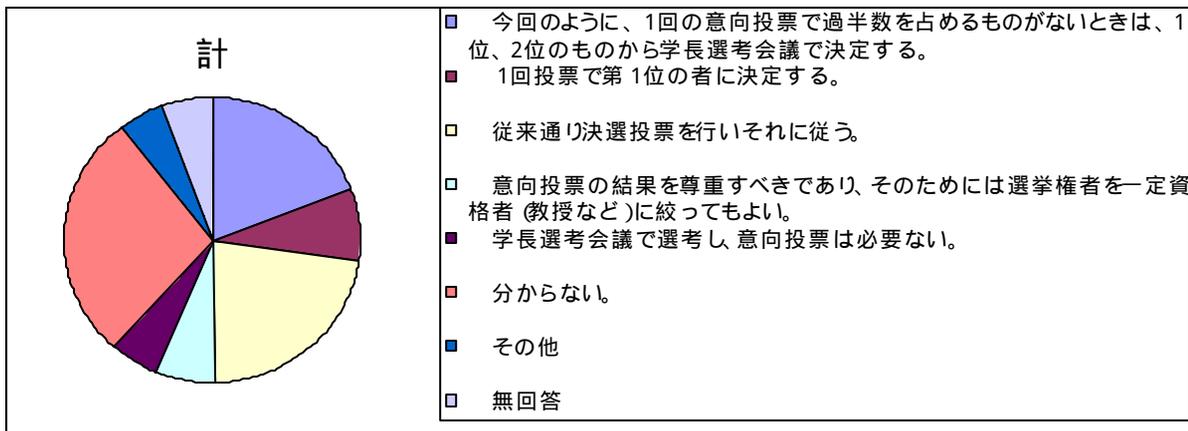
- ・投票重視には反対です。単に学部の教職員の数が多いところから学長が出るだけになる。
- ・単なる人気投票ならやらない方がましと思う。

意向投票で決すべしとする意見

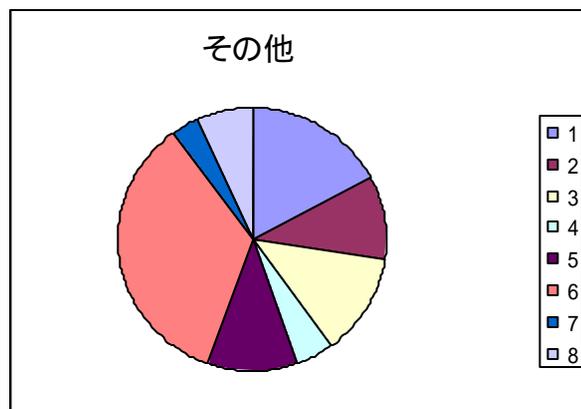
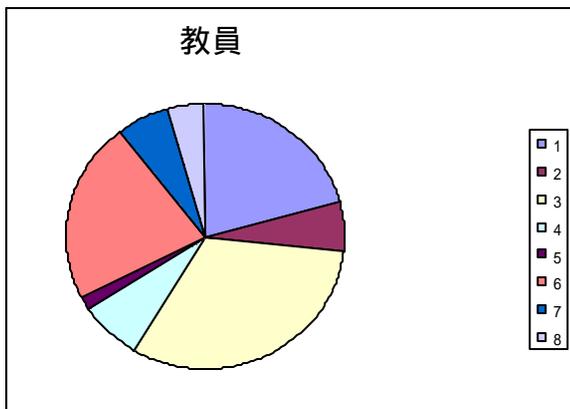
- ・意向投票を尊重すべきなので法律を変えるべき。
- ・意向投票の結果が反映する方法を考える。
- ・組合はなぜ何もしないのだろう。組合幹部の人が推薦していたので1位の人でなくてもよかったのだろうか。
- ・納得できなかった。このことに対して大学側は説明すべきだ。

**質問 17.** 上記学長選について組合は、候補者と語る会（実質的な立会演説会）を開催し、組合員に判断材料を提供するとともに、今回の学長選の経緯を総括し、いくつかの提言を行いました（組合新聞86号参照）。その中で、ルールが便宜的であったこと、説明が不足していたことを指摘しました。学長選出については以下のような方法が考えられますが、あなたの意見をお聞かせ下さい。

**解題** 質問17は、今後の望ましい学長選のあり方について聞くものである。意向投票は必要ないとするが約6%に対して、意向投票を実施すべしという声は過半数を超える。その中で、なんらかの方法で意向投票によって決めるべしとするもの（ ）が、約37%である。他方、今回のやり方を推すものが、約20%である。なお、質問16・17とも、分からないとするものが多いのも今回の特徴であり、これからも議論を深めていく必要があることを示している。



計 24 10 28 8 7 35 6 無回答7



教員 14 4 21 5 1 15 4 無回答3  
 その他 10 6 7 3 6 20 2 無回答4

### アンケート回答に表明された学長選挙に対する各種意見

#### 今後の課題について

- ・ 少なくとも説得力ある説明をすべき。
- ・ 説明できないなら投票実施の必要はない。
- ・ 難しい問題である。学長選考が人気投票になるのは良くないし、かといって学長選考会議だけで決めるのも良くない。
- ・ 事務職員には学長選考参加資格が何故ないのか？
- ・ 本学をあまりご存じない課長以上に選挙権付与するよりは、全職員にぜひ投票権を付与してほしい。また、学部所属者は、学部長選挙権を付与してほしい。事務・技術系職員は教員と立場は異なりますが、大学(学部)運営に寄与しているにもかかわらず、その立場は教員と対等でなく、非常に弱いのが実情です。我々は物言わぬ労働者(教員への奉仕者)ではありません。

(岡山大学学長適任者選考規則第六條)のは、人材を広く内外にもとめることができるというメリットを活かすためであると考えられる。したがってこの観点からすれば、選考委員は、広く岡山大学内外にアンテナを張り、優秀な人材を求め、必要に応じて候補者を推薦するという役割を担うべきであると考えられる。

ここで予定されている学長選考会議の役割は、フランス第五共和国大統領ドゴールの役割意識に似て、他の権力保持者や諸政党の雑踏を眼下に見おろして聳立する、いわば共和国の擁護者の役割であろう。すなわち民主主義が機能している時にはそれに政治を委ね、それが危機に陥る時、またそれが問題を有する時に、独自の権威によって政治過程に介入するそれである。

ちなみに、岡大職組の課題は、公正な民主的過程の擁護であり、その上で、その民主主義が、教職員の人権、あるいは学習し成長する主体としての学生の利益を侵害する時には声を挙げることにある。それゆえ河野前学長は組合との関係について「立場は違いますがお互いに大学を良くするために頑張る」、それ

は決して安易な妥協でないことは、お互いによく確認して「います」と述べたのだと理解している。

#### 四 岡山大学と新潟大学

同じ「3」併用型をとった新潟大学では混乱が見られる。まずその事例を見てみよう。



1. 事実の概要 新潟大学では、意向投票の結果と異なった決定を学長選考会議が行ったことに対して、大学の教育研究評議会委員を務め学長候補にも推されていた二氏を含む三氏が学内ポストの辞任を表明するなどの事態となり、同大学院実務法学研究科長の山下威士教授ら七人が、決定の無効確認を求めて新潟地裁に提訴したとされる。

提訴者山下威士による提訴の概要によれば、学長選の経緯は次のようである。……二〇〇五年十一月三十日に、第二次意向投票が行われ、山本正治氏が四四三票(総投票数の五三%を獲得)、長谷川彰現学長が三六〇票、鈴木佳秀氏が二二票という結果であった。この第二次意向投票の結果を受けて、二〇〇五年十二月六日に学長選考会議が開催された。

委員十三名中、病欠欠席一名の他山本、鈴木両氏が学長候補者であることを理由に委員から外され、合計十名の委員で、学長選考会議が構成された。審議の結果、学長選考会議は、三分の二の多数ギリギリの委員七名の賛成によって(新潟大学学長

選考会議規則六条二項)第二次意向投票で二位であった長谷川氏を、次期学長候補者とすることを決定した。

2. 提訴理由として次の二点(1)「第一次意向投票の結果」以外の参考にされる「何か」について、何の説明もないこと。

(2)学長選考会議委員(常設の機関)である鈴木氏は、学長候補者から辞退することを伝えたにもかかわらず、第二次意向投票の候補者とされ、以後の学長選考会議の審議から外された。鈴木氏がはずされた結果、学長選考会議では、三分の二の多数ギリギリの委員十名中七名の賛成によって現学長が選出された。

3. 以上の事態に対する報告者の評価

・(2)について… たった一票のこのようであるが、この持つ意味は大きい。先に見たように、選考会議で三分の二が獲得できない以上、意向投票に従うことが制度の趣旨であると考えられるからである。

・意向投票で二次投票まで行い学長が敗北している事態について… 二次投票で対立候補が過半数を制し現職の学長が敗北するという事態はリコールの成立に匹敵し、これを学長派に有

利な選考会議で覆すのは、大学経営の私物化につながる怖れがある。

・(1)について… 三分の二規定は意向投票を前提とすると考えられ、過半数の獲得者がいるにもかかわらずそれを覆すにはそれ相応の理由が必要である。

この問題に対する法的判断については裁判所の判断を待ちたいが、(2)の事態の評価が結果を左右すると思われる。

#### 五 岡山大学の事例の評価と今後の課題

岡山大学では、現職の学長が立候補しなかったこと、意向投票で過半数を獲得するものがないなかったこと、決選投票を行わなかったことに加え、前学長の弁によれば、意向投票一位のものが学部エゴ的選挙活動を行ったとの認識があったこと。こうした事態をみながら学長選考会議が、(1)三分の二以上(十一名中八名)で一致を見たこと、その上で、(2)一位の者を選出しなくても学内の混乱が避けられうるとの政治判断を行ったと見ることもできる。しかしそのことについて学長選考会議はなにも説明していない。

(次ページへ)

このことに関し、選考会議は、選考過程と選考結果についてその根拠を示して説明すべきではないかと組合は指摘し、千葉現学長も賛意を示された。

ところで選考過程について説明はなかったが、この結果に対して、学長選考会議の役割として適切であったかについて学内世論は割れている。組合が先に行った学内アンケート結果によれば、その結果を否定しないもの三〇%（うち積極的評価二〇%）、否定的に評価するものが三〇%であった。しかしその他は分からないとしていることから、消極的評価も含めれば、かろうじて学内の同意を獲得しているようにも見える。

今後、岡山大学方式が全国の大学のモデルの一つとなりうるか否かは別として、独自の類型を主張していくならば、以下のことが明確になる必要がある。

(1) 選考会議委員は内外に広く人材を求め、必要があれば候補者として推薦する役割を担うこと、(2) 意向投票に当たっては立会演説会等を開催し、候補者を選挙人が知る機会を作ること、(3) 意向投票を実施しその結果を尊重すべきこと、(4) に

ての観点から、選考会議の三分の二が別の候補で一致する場合にはその結果を覆しうること、その場合は特に、(5) 学長選考会議は説明責任を果たすべきことである。その方法としては、最高裁判所の判決に倣って、多数意見、少数意見につき代表者がその意見を書くという方式などが考えられる。さらに、(6) 学長選考会議は学長評価基準を明確化し、それに基づいて学長を評価し説明すること、それが明確化されるまでは少なくとも、(7) 現職の学長が立候補する場合は決選投票を行うこと、(8) 決選投票を行う場合はその結果に従うこと。さらに外国の例も参考にすれば、選考会議メンバーの選出方法にも工夫の余地があると思われる。

いずれにせよ、学長選考会議が、権力闘争の利害関係者となつたと見られたところに新潟大学の混乱の原因があることを銘記し、権力闘争に対し聳立する努力、およびそのこと等による大学の守護者としての権威の確立が肝要であると思われる。

(編集部注) この件に関して皆さんのご意見をお待ちしています。

あなたの権利・みんなで守る



～ あなたも組合の仲間になりませんか？ ～

あなたの組合加入が、あなたの待遇改善に！



主な活動：大学当局へ要求書提出・交渉  
学長との懇談  
教研活動  
組合だより発行  
コーラス 他

単組（学部）毎に  
学部長へ要求書提出・交渉  
ソフトボール大会 芸術鑑賞  
芋掘り大会  
ビアパーティー 他

